第２６回関東森林管理局国有林野管理審議会

令和元年１０月１０日

【緒方補佐】　　お待たせいたしました。本日の進行役を務めさせていただきます、関東森林管理局保全課課長補佐の緒方でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の日程についてご連絡いたします。会議は審議会次第に沿って進めさせていただきますが、１時間半ほどを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この審議会は、土地の売払いや貸付けなどの行政処分に関する内容を審議することから、非公開とさせていただいております。ですが、会議終了後には議事概要及び資料を当局ホームページで公表し、後日速やかに議事録を当局ホームページに掲載することとしておりますので、ご了承願います。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の配付資料をごらんください。上から順に確認いたします。まず、国有林野管理審議会次第でございます。続きまして、第２６回関東森林管理局国有林野管理審議会議案書でございます。続いて、参考資料といたしまして、国有林野管理審議会関係法令、第２５回関東森林管理局管理審議会諮問議案の処理状況、平成３１年度関東森林管理局の重点取組事項、森林経営管理制度と森林環境譲与税について、国有林野管理審議会委員出席者名簿、関東森林管理局出席者名簿をお配りしております。以上でございますが、資料に不足はございませんでしょうか。ございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、第２６回関東森林管理局国有林野管理審議会を開会いたします。

それでは、まず本日の委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。委員並びに臨時委員を含め委員総数２１名でございますが、代理の方を含め１６名の委員の方にご出席いただいております。委員総数の３分の１以上となりますので、審議会運営要領第５により、本会は成立いたします。

ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。初めに、学識経験者委員の皆様からご紹介いたします。

不動産鑑定士の石川委員でございます。

【石川委員】　　よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　栃木県森林組合連合会代表理事会長の江連委員でございます。

【江連委員】　　江連と申します。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　結木の会理事の大野委員でございます。

【大野委員】　　大野です。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　福島県建築士会女性委員会委員長の酒井委員でございます。

【酒井委員】　　酒井です。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　東京環境工科専門学校校長の笹岡委員でございます。

【笹岡委員】　　笹岡です。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　群馬大学教育学部教授の関戸委員でございます。

【関戸委員】　　関戸です。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　株式会社日本政策金融公庫前橋支店長兼農林水産事業統轄の田村委員でございます。

【田村委員】　　田村でございます。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所生物多様性研究拠点チーム長の宮本委員でございます。

【宮本委員】　　宮本でございます。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　一般社団法人新潟県農業会議常設審議委員の村山委員でございます。

【村山委員】　　村山です。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　続きまして、地方公共団体委員の皆様をご紹介いたします。

群馬県知事の山本委員ですが、本日は森林環境部長の桑原様が代理で出席されております。

【山本委員代理（桑原）】　　桑原です。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　福島県相馬市長の立谷委員ですが、本日は副市長の佐藤様が代理で出席されております。

【立谷委員代理（佐藤）】　　佐藤です。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　続きまして、行政機関委員の皆様をご紹介いたします。

関東農政局長の幸田委員ですが、本日は総務部総務課長の田所様が代理で出席されております。

【幸田委員代理（田所）】　　田所と申します。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　関東地方整備局長の石原委員ですが、本日は財産管理官の山本様が代理で出席されております。

【石原委員代理（山本）】　　山本と申します。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　本日の議案が福島県内の国有林野に関することですので、臨時委員として次の方々にもお越しいただいております。

東北財務局長の原田委員ですが、本日は管財部次長の三浦様が代理で出席されております。

【原田委員代理（三浦）】　　三浦でございます。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　東北経済産業局長の相樂委員ですが、本日はエネルギー対策課長の成田様が出席されております。

【相樂委員代理（成田）】　　相樂の代理で参りました成田です。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　東北地方整備局長の佐藤委員ですが、本日は総務部契約課課長補佐の杉本様が代理で出席されています。

【佐藤委員代理（杉本）】　　杉本と申します。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　引き続きまして、関東森林管理局の出席者でございますが、最初に関東森林管理局長の齋藤でございます。

【齋藤局長】　　齋藤でございます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

【緒方補佐】　　計画保全部長の馬場でございます。

【馬場部長】　　馬場でございます。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　計画保全部計画課長の金子でございます。

【金子課長】　　金子でございます。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　保全課長の宇野でございます。

【宇野課長】　　宇野でございます。よろしくお願いいたします。

【緒方補佐】　　治山課長の神林でございます。

【神林課長】　　神林です。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　保全課企画官の山口でございます。

【山口企画官】　　山口です。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　以上で委員、関東森林管理局の出席者の紹介を終わらせていただきます。

ここで、関東森林管理局長からご挨拶申し上げます。

【齋藤局長】　　関東森林管理局長の齋藤でございます。国有林野管理審議会の開会に当

たり一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれては、大変ご多用のところ、審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろより国有林野事業の運営や地域林政の推進に当たり、ご理解、ご協力、ご尽力いただいており、まことにありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

本日開催する国有林野管理審議会は、国有林野の活用の円滑化や、管理及び処分の適正化に資するため、森林管理局ごとに設置されているものです。国有林野の処分及び管理を行うにあたっては、面積、金額等の一定の要件がありまして、これに該当するものについては審議会に諮問し審議いただくという手続が必要とされているところです。本審議会、以前は国有林の開発案件もいろいろとありまして、頻繁に開く時期もあったわけですが、近年は案件も少なくなってきたことから、昨年、持ち回りとした案件が１件ありましたが、実際にお集まりいただきご審議いただくことはここ数年なかったです。今回ご審議いただきたいと思っている案件につきましては、福島県の国有林野内に風力発電関係の施設を設置しようというもので、再生可能エネルギーを活用し福島復興に貢献しようとするものです。国有林の立場としましても、特段問題がないようであればできるだけ協力していきたいと考えているところではあります。関東局管内で審議会に諮るような規模での風力発電は実は初めてです。また、同じような風力発電計画が、本日お諮りする案件のほかにも計画段階の案件がありまして、今後審議会に諮問する案件が続いていく状況であります。

委員の皆様におかれても、本年の８月に改選の時期を迎え、再任の方も多いわけでありますが、委員構成も改まったということなど、いろいろな事情も考え、今回は、大変恐縮でありますが、前橋まで足をお運びいただき審議をお願いすることにさせていただいた次第です。

また、委員の構成、先ほども話ありましたが、学識経験者、自治体の方、関係行政機関の方で構成されておりますが、今回は福島県の案件ということで、国有林の関係については福島も関東局の管轄でありますけれども、他機関であれば東北管区となっていることから、今回は臨時委員として出席をお願いしているところです。なにとぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、今年は林野行政におきましても一つの節目となる年でございます。昨年国会で審議いただいた森林経営管理法が４月から施行されており、森林環境譲与税も動き出しています。新たな森林管理システムが動き出している中で、国有林としましても、特に民有林

サイドの意欲と能力のある林業経営者の育成や、民有林行政にも貢献していく必要があるという立場になっております。そのようなこともありますので、審議事項とあわせ、最近の林野行政の動きや、関東森林管理局が現在取り組んでいる重点的な取組事項を説明させていただき、委員の皆様からご意見を賜ればありがたいと考えております。本日はご審議のほど、あるいはご議論のほど、よろしくお願い申し上げます。開会に当たり一言ご挨拶申し上げました。よろしくお願いします。

【緒方補佐】　　それでは、次第３の会長選出に移ります。本年８月に委員の改選がありました関係で、国有林野管理審議会令第４条第１項の規定により会長の選出を行いたいと思いますが、会長の選出は委員の互選によることとなっております。どなたかございますでしょうか。

ご意見、ご提案がないということであれば、事務局からご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【緒方補佐】　　異議なしということでございますので、それでは、前回会長をお願いしておりました、栃木県森林組合連合会代表理事会長を務めておれらます江連委員に会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【緒方補佐】　　それでは、どうぞ、会長席のほうにお移り願います。

それでは、ここから江連会長に議長として議事を進行していただきたいと存じます。では、よろしくお願いいたします。

【江連会長】　　ただいま会長ということでご承認いただきました江連でございます。皆さんのご協力を得て、十全なる審議と円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま会長ということで承認いただきましたが、早速ではございますが、議事に入らせていただきます。

ただいま会長の互選を終えましたので、続きまして、会長代理の指名ということになってございます。これにつきましては、お手元の国有林野管理審議会運営要領の３を見ていただきますと、「会長が指名した会長代理を置き」とありますので、私から、大変僭越でございますが、指名をさせていただきたいと思います。石川委員に会長代理ということで指名させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【石川会長代理】　　よろしくお願いします。

【江連会長】　　それでは、議事次第に沿って進めてまいります。議事次第４になりますが、本日の審議案件について諮問をいただくことといたします。

【齋藤局長】　　それでは、諮問を申し上げたいと思います。資料として、お手元にお配りしています「国有林野管理審議会議案書」、こちらが本日諮問する案件でございます。国有林野の適正な管理・処分に資するため、議案書記載の案件につきまして貴審議会の意見を求めます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

【江連会長】　　それでは、ただいま諮問をお受けしましたので、議案の審議を進めてまいります。本日は、お手元の議案書のとおり、関東森林管理局長より議案２件の諮問がありました。福島県内の２件の議案について審議することとなっております。それでは、事務局より、まず第１号議案の説明を求めます。

【山口企画官】　　山口と申します。座って説明させていただきます。よろしくお願いします。

第１号議案の説明に入ります前に、昨年、４年ぶりに、持ち回りでありましたが、審議会を開催したところで、審議会の成り立ちについて補足させていただきます。

国有林野管理審議会につきましては、お配りしています「国有林野管理審議会関係法令」の１ページをごらんいただきますと、農林水産省組織令、国有林野管理審議会令に基づいて開催することとされており、本審議会のつかさどる事務につきましては、森林管理局長の諮問を受けて、国有林野の管理及び処分に関する事項を調査・審議することとなっております。

なお、諮問の対象となる事項につきましては、法令集資料の５ページをご覧願います。５ページの下のほうにありますとおり、国有林野の管理・処分に関する方針や、公衆の保健の用に供するための計画案などに加え、今回審議する２件に該当するのが、６ページのア、イ、ウのウになります。新規の貸付けの場合にあっては、見込み貸付料の年額、１年間当たりの金額がおおむね２００万円以上となるものについては諮問、答申を受けることとなっており、この条項、規定に基づき今回審議をお願いするところです。

それでは、議案書に戻っていただき、説明をさせていただきます。１枚めくりますと、目次があり、一覧表、位置図、議案が１号、２号、参考資料と続きます。右ページに行き、議案一覧として、第１号議案、第２号議案となります。まず第１号議案から説明させていただきます。

次の２ページは、関東森林管理局が管轄する１都１０県と、緑色が国有林の分布になっており、本件は福島県の磐城森林管理署に属するところ、いわき市内になりますが、１号議案と２号議案の案件がございます。

３ページに進みます。福島県いわき市のユーラス田人風力発電事業の貸付けについてとなります。４ページから１０ページにかけては、当該議案に関連する位置図、森林位置図、施業実施計画図、基本図挿入図及び、航空写真を添付しておりますので、ご参照いただければと存じます。

３ページに戻りまして、所在地は福島県いわき市田人町旅人字前山国有林３４６林班ほかとなります。

区分・種目・数量は、土地・森林、１２万７，１０８平方メートル、ここに風車の設置敷、変電所敷、工事用道路、管理用道路、残置森林と羽根下の用地を貸付けるということとなります。

今申し上げた内訳についてですが、大変恐縮ですが、資料の２０ページをご覧願います。この資料は風車敷のイメージ図、例示でございますが、簡単にご説明申し上げますと、資料中の右上から真ん中にかけて伸びております赤い２本線が工事用道路及びその後の管理用道路となるものです。この道路につきましては林道規程に基づく構造となっており、４メートルの幅員に両側に、０．５メートルずつの路肩が設置されるものです。赤色２本線の外側に緑色の線が複数引いてありますが、これは山の切土や、盛土の部分となります。中央の八角形の赤い印が、風車本体が建つ部分の基礎部となり、おおよそ２０メートル四方の構造物となります。その中央にタワーが、風車の塔が建つことになります。左の図で黒く３つあるものが、風車を立ち上げるためのクレーンとなり、大きいものが風車のタワーを組み立てる大型クレーンで、その大型クレーンを組み立てるために少し小さいクレーンが必要になるといったこととなります。右の図で、細長く、黒いものが道路の延長線上、赤い線の延長線上に２台ほどありますが、これは風車のタワーや羽根を運ぶトレーラーのイメージ図となります。

貸し付ける範囲でいいますと、水色のモザイク状に見えるところが風車敷となる部分で、タワーの基礎部やクレーンの作業範囲を含む、おおよそ５０メートル掛ける６０メートル、面積にして３，０００平方メートルや４，０００平方メートルで、木々を伐採し平地となります。そして、その外側の緑色に、着色している部分が残置森林と呼ばれるものであり、森林の開発行為に伴い当該森林の周辺区域における著しい環境悪化を防止するために残す

森林、緩衝帯となるもので、緑色の部分は伐採しません。さらに、緑色の外側に黄色の大きな八角形、本来は円でも構わないところですが、風車本体が３６０度旋回する範囲の羽根下用地と呼ばれる部分です。当然、下には立木があり、伐採は行なわないものの、ここも貸付けする対象地になります。

ここで発電した電気はどうするかといいますと、先ほどの赤い工事用道路、後の管理用道路となりますが、こちらの道路を１メートルほど深掘りし、そこに埋設ケーブルを通して、そこから変電所を通り、さらに民有地の林道や公道を経由して、電力会社の鉄塔につなぎ売電ということとなります。

３ページにお戻りいただき、位置、現況についてですが、当該地は、ＪＲ常磐線勿来駅の北西、国道６号・２８９号を経由しおよそ２４キロの場所にあり、常磐自動車道いわき勿来インターチェンジからですと北西に約１９キロ、国道２８９号線沿いを南端とする、いわき市田人町貝泊地区に位置するものです。周辺森林の状況としては、スギ人工林や広葉樹林が広がる箇所に風車敷地が計画されており、そこに工事用道路、後の管理用道路が作設予定となっております。

こちらの法的制限としては、水源涵養保安林に指定をされています。保安林に関しては、今後貸付けする相手方が解除申請手続を行う必要があり、審議会の答申を受けた後行うこととなります。その手続には、標準的な事務処理期間として７カ月程度を要することとなります。場合によっては７カ月以上、１年程度、それ以上時間を要する場合もあります。よって、審議会を終了しても、保安林の解除等の手続が終了しない限りは、国有林としても貸付けしませんし、事業者が工事に着手することともなりません。

貸付け相手方については、合同会社ユーラス田人風力となり、こちらは株式会社ユーラスエナジーホールディングスの子会社です。親会社である株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、国内外で風力発電や太陽光発電事業を実施しているところで、民有地ではありますが、同じ福島県田村市で、２０１０年から２３基の風車を設置した事業を展開しております。国有林においても九州・鹿児島で風力発電を実施しています。

用途としては、風力発電事業用地で、風車５基、変電所や管理用道路敷などとなります。

貸付けしようとすることに際してですが、国は再生可能エネルギーを利用した発電事業の推進、利用推進に努めることとなっており、福島県は２０４０年に県内のエネルギー需要を１００％再生可能エネルギーに替えるといった目標を掲げています。このような中、貸付けを希望する者が箇所の選定をするところですが、ある程度の風の強さが確保されな

いと発電に適さないので、風況の調査、そういった民有林も含めた検討の結果、国有林野で事業実施したいと要望してきたところです。事業者は、環境影響評価法で定めるアセスメントを実施しています。この中で、騒音対策や水環境、鳥類など動植物や生態系に与える影響などのモニタリング調査を実施しており、仮に影響を与えるおそれがある場合には必要な対策、環境保全措置を講ずることとしています。地元いわき市においては、福島第一原子力発電所の事故を受け、環境基本計画を定めており、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指しているところで、風力発電を推進する方向であります。また、環境アセスメントの審議過程で、住民の理解の醸成と環境保全に配慮して進めていくよう意見表明を市として実施しており、整備推進の意向であるということを伺っています。事業者においては、地元自治会が周辺に３地区、貝泊地区、荷路夫地区、入旅人地区があり、そこに対し説明した後、風力発電所事業計画に対する同意書を取得していることを確認しています。こうしたことから、県や市や地区の合意形成も図られているといったことから、国有林野の提供が地域振興に寄与するものと考えられるため、貸付けようと考えているところでございます。

貸付け方法については随意契約であり、国有財産法第１８条第６項で、行政財産の使用・収益の許可ができるというもので、国有林野でいいますと森林ですが、支障がない範囲において使用貸付をすることができるということになっております。本件は、再生可能エネルギーを利用した発電ですので、公益事業の用に供するものという観点から随意契約ができることとして取り扱うこととしております。

また、参考事項として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度、ＦＩＴの事業計画認定も受けている事業者であります。また、先ほどの環境影響評価法に基づき、出力規模が１万キロワット以上の場合は必ず環境アセスメントを実施する必要があり、この田人風力については出力が１万８，０００キロワットの予定ですので、アセスメントを実施しています。また、記載しておりませんが、１号議案については、風力発電事業への具体的な反対要望等は伺っていないところです。

参考として、資料の２１ページをご覧願います。「再生可能エネルギーの導入」と書かれた資料ですが、福島県から情報提供いただいた資料で、会議での使用や、公表可能となっている資料です。平成２３年３月に福島県再生可能エネルギー推進ビジョンを県独自で策定しており、その後、東日本大震災によって再生可能エネルギーなどを取り巻く情勢が大きく変化したことも伴い、ここにありますとおり、２４年３月に改訂されています。この

中で、再生可能エネルギーの導入推進のための基盤づくりや再生可能エネルギー関連産業集積のための基盤づくりなどを柱に、豊富な風力資源などを活用した風力発電の導入拡大と県内への関連産業の集積ということを目指した取り組みを県独自としても進めています。資料にあるように、県内のエネルギー需要を２０４０年ごろを目途に再生可能エネルギーで１００％代替するという計画になっています。昨年度の実績では３１％となっています。

続きまして、下のほうの地図と表は福島県浜通りにおける風力発電計画状況を取りまとめたもので、こちらも福島県が環境アセスメントの審査状況や、補助金の情報を把握している内容をもとに作成し、提供いただいた資料です。右の図で、青い風車が既１、既２、既３とありますが、表でみると、下のほうのグレーに３つありますものでありまして、既に稼働している風力発電所で、いずれも、国有林ではなく民有地に設置されているものです。白い風車マークが１番から１８番までありますが、こちらが現在計画されている風力発電事業の箇所になります。１８個も並んでますが、全てではありませんが、その多くが国有林に計画されています。今回議案となっている案件は、ここの数字でいうと７番と８番であり、８番目が先ほど５基と説明した第１号議案で、７番が後ほど説明します第２号案件の内容となります。この表は、風車の数が１７基と６基と書いてありますが、議案書では９基と５基となっており、数字の違いについては、環境影響評価や地元の意向といったことを踏まえ、事業者が数を見直しし、開発面積を減らすなどで風車の数が変わったということになります。７番、８番以外の計画においても、今後必要な見直しがなされれば、ここに記載されている風車の設置の数よりも減ることが考えられます。本日２つの議案を諮問しているところですが、ここ数年の間に審議会の議案となる見込みのものがこの１８件のうちにありますので、委員の皆様におかれては、こういう点につきましてもご理解賜ればと思っています。よろしくお願いいたします。

以上、参考資料も含め、第１号議案の説明については以上です。

【江連会長】　　ありがとうございました。

ただいま事務局より第１号議案の説明がありました。ただいまの議案の説明に対しまして、質問、ご意見等がございます方はご発言いただきたいと思います。どうぞ。

【村山委員】　　１点お聞きしたいんですが、これは一応基本的に、期間等はどうなっているんでしょうか。例えば２０年とか３０年で、その後随時更新とか、その辺はどうなっているんでしょうか。

【山口企画官】　　よろしいですか。

【江連会長】　　はい、どうぞ。

【山口企画官】　　ご説明いたします。期間については、今後、ここが水源涵養保安林に指定されていることから、その手続が必要となり、先ほど申した、標準的に７カ月程度、場合によってはそれ以上となりますが、その後、工事に２年ほどかかります。固定価格買取制度の中で２０年間が一つの期間になっておりまして、ここにおける買取価格が保証されるということになり、一旦、２０年間でこの制度は終了します。事業者が終了と判断すれば、その後解体撤去、収去することとなり、解体工事に１年間ほどかかる場合があります。事業者が引き続き事業実施する場合、固定価格買取制度にリプレースといって、例えば３基だけ新たに風車を設置して認定を受けるケースがあります。その際は、国有林は引き続き貸し続けておくということになるものと思います。そのために事業者の判断がありますので、大きな流れとしては、貸付等の手続後ではありますが、貸付けてから工事が２年程度、売電の期間が２０年、解体で１年ぐらいということになります。よろしいでしょうか。

【村山委員】　　はい、わかりました。

【江連会長】　　よろしいですか。

【村山委員】　　はい。

【江連会長】　　ほかにご意見ございましたら。どうぞ。

【笹岡委員】　　丁寧なご説明、ありがとうございました。私は環境関係でいろいろお伺いしたかったんですけれども、大分ご説明いただいたのでわかりましたが、２つほどお聞きしたいと思います。

１つは、今、２つとも規模が国の環境影響評価法の対象ということでアセスメントが進んでいるということですが、この資料によりますと、今、準備書の段階だということですけれども、どこまでアセスメントの手続が進んだ段階でこういう諮問という段取りになるのか、その辺の関係のところ、タイミングについての林野庁のご見解を伺いたいというのが１つでございます。

あともう一つは、今、準備書等で、今後また評価書という手続があると思うんですけれども、仮にその段階でかなりまた、これまでにも計画変更があったというお話がありましたけれども、今後変更があった場合に、どういうケースではあるいは再諮問みたいなことになるのか、あるいは軽微な変更であればこの図面と少し変わっても進められるのかというあたりについてお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【山口企画官】　　よろしいですか。

【江連会長】　　どうぞ。

【山口企画官】　　１つ目の質問についてですが、書面にあるとおり、環境アセスメントが終了していない準備書の段階で、どの段階であれば審議会に諮ることが可能なのかという質問と思いますが、環境アセスメントについては、事業者が配慮書、方法書、準備書、評価書という４つの段階を経ていくこととなっており、準備書の縦覧後、それに対する大臣勧告が出ることとなります。その後、勧告に対する事業者見解を示す必要があり、残すは最終段階である評価書の縦覧という段階となるため、その事業者見解を確認することにより諮問可能と考えています。評価書に向けては大きな変更は発生しないという話を聞いた上で、関東森林管理局として取り扱うこととしており、その段階であれば諮問してもいいという、林野庁のルールがあり、それに従い考えているところです。万が一、修正や変更などがあれば、年間貸付料が２００万円以上ということで審議会に諮問していることもあり、大きな上振れ、下振れはないものと考えます。場合によっては委員の皆様に、その後において変化がありましたというお知らせをする必要が出てくることもあるかと考えます。

もう一点ありましたでしょうか。

【笹岡委員】　　今お答えいただいたので大体いいと思うんです。要するに、今日ご説明いただいた図面が確定的なものではないというご理解でしょうか。

【山口企画官】　　そのとおりで、今後軽微な変更は考えられます。

【笹岡委員】　　ある程度手続が進捗して、見極めがついたので諮問されたということですね。

【山口企画官】　　そのとおりです。

【笹岡委員】　　ありがとうございます。

参考までに、これは事業者の問題だと思うんですが、環境アセスで特に指摘されている環境上の問題というのは何かありますでしょうか。ご存じの範囲で結構ですけれども。

【山口企画官】　　局署に国有林野を使いたいという際、利活用要望書を提出してもらうこととしていますが、その中に準備書の大臣勧告で指摘がされており、具体的なものとして、情報をみる限りでは、いずれの事業者にも一般的に言われているものとして、人に対してや自然に与える影響を少なくするよう、例えば山の切土、盛土はプラス・マイナス・ゼロにするとか、道を作る場合や山を削る場合も、土を持ち出すことや運び入れるなど、

土地の改変を最低限にとどめることや、騒音や水利用に対して工事が与える影響を最低限にするよう、その場合に必要な手続、保全措置をとるようにといったことが書かれているほか、あと鳥などの動植物に与える影響はしっかり調査するようにといったことなど、大きな観点ではそういう指摘がなされており、この現場で何か特筆して難しい指摘がされているという感じではありません。

【笹岡委員】　　ありがとうございました。

【江連会長】　　よろしいですか。

ほかに。どうぞ。

【田村委員】　　貸付期間、先ほどＦＩＴとの関係で２０年、場合によれば延びることもありますということのご説明だと思います。そうなると、やはり２０年間、長期にわたる貸付けになりますので、その間事業がしっかり行われるのかとか、あと、これは契約が終わればおそらく原状復帰での返還ということになるかと思うんですが、そういったことでしっかりされるのかというところがどう担保されるのかというところについて確認させていただければと思っております。今回の事業主体になりますユーラスエナジーホールディングスさんの現地会社が事業をされるということだと思うんですが、私も、ホームページの情報ではあるんですけれども、見させていただくと、かなり国内外で発電の実績のある企業だと伺っておりますし、かなり、世界１３カ国で発電事業を展開されているということもありますので、そういった意味では、安心感といいますか、事業継続の観点からいって、あるのかなと見ておるところではあるんですが、その点についてのご所見みたいなのがあればお聞かせいただければと思います。

【山口企画官】　　契約の仕方の話がありましたが、様々な法令制限、ここには水源涵養保安林ということもあり、その解除手続が済んだ後貸付けるわけですが、工事に２年、ＦＩＴの期間が２０年、解体に１年、基本的に全部撤去で、風車を倒し、埋設した送電線のケーブルも抜いてもらい、原状回復してもらうことについては間違いなく、その間における契約は、二十三、四年ほどになりますが、それを一度に契約するわけではなく、国有林の貸付けにおいては３年間を一つの単位として、４年目に価格の見直し、価格改定といいますが、料金を見直して、次の３年分の契約を取り交わすということになります。更新の際にはしっかり事業が取り組まれているかどうかを見定めていくことに加え、支払いがしっかり行われるよう、今回、合同会社が子会社で、親会社が実績のある会社であるものの、連帯保証契約という形を取りたいと考えています。実績がある会社とはいえども、国に対

する貸付料や、原状回復義務の履行のため連帯保証契約を締結させていただくことを考えています。先ほどお話しましたが、事業が終了すれば、原状回復し返地してもらうこととなります。リプレースの場合は引き続きとなるケースもあります。

また、固定価格買取制度においては、２０年間における１キロワット当たりの買取り単価が決まっており、その中には、事業終了後の解体撤去の費用も含まれることとなっており、資源エネルギー庁が、定めている風力発電のガイドラインにおいて、事業費総額の５％程度の額を、事業終了までの間において発電事業者が毎年積み立てすることとなっています。毎年積み立てる金額で解体撤去、返地をすることになります。その積立金額に関して、３年間のスパンで契約を更新するところで、毎年の支払いもあるので、そういうタイミングといいますか、そういう時期に、事業者がしっかり積み立てている状況がわかる資料、例えば通帳といったものを提示いただき、判断していきたいと思っています。

以上でございます。

【田村委員】　　ありがとうございました。

【江連会長】　　ほかにございますか。

ご意見がございませんので、第１号議案につきまして、同審議会として、異議なしとして処理させていただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【江連会長】　　ありがとうございます。

続きまして、第２号議案の説明を求めます。

【山口企画官】　　第２号議案を説明します。資料の１１ページをごらんください。先ほどの第１号議案と同じ福島県いわき市に所在する国有林の土地の貸付けについてであります。１２ページから１９ページまでに、位置図森林位置図、航空写真を添付しています。

所在地としては、いわき市遠野町入遠野字入遠野国有林４３８林班になります。

面積は、土地・森林、２３万４，７５１平方メートルとなり、こちらについても風車敷、変電所敷、工事用・管理用道路敷、残置森林と羽根下用地の貸付けとなります。

位置、現況としては、ＪＲ常磐線湯本駅の北西県道１５８号・５６号・１４号・３７１号を経由しおよそ約１６キロ、常磐自動車道いわき湯本インターチェンジの北西へ県道１４号・３７１号を経由し約１４キロの場所を南端とする入遠野地区に位置しています。森林の林況についてはスギ人工林や広葉樹林が広がる場所に風車敷が計画されており、工事用道路、その後の管理用道路がつくられることとなっています。

こちらも法令制限としては水源涵養保安林に指定されており、今後、貸付けする相手方が解除申請手続を行っていくこととなります。

貸付相手方については、合同会社ユーラス三大明神風力で、１号議案同様、株式会社ユーラスエナジーホールディングスの子会社となっています。

用途は風力発電事業用地で、風車が９基、変電所や管理用道路敷などがあります。

貸付けする理由等についても、貸付相手方が国有林以外の場所も候補地として、風の強さも検討した結果、国有林で事業実施したいと要望してきた案件です。

こちらについても、環境影響評価法に基づくアセスメントを実施しており、必要な保全措置を講ずることとしているほか、こちらには地元の自治会が９つあり、そこの区長の同意を得ており、国有林野の提供が地域振興に寄与するものであるため、今回議案としているところであります。

貸付けの方法についても、先ほどと同様、随意契約により進めていくこととしております。

本件についても、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（ＦＩＴ）の事業計画認定を受けており、出力規模が３万４，０００キロワットとの予定で、法定に基づく１万キロワット以上となるので、アセスメントを実施し、準備書の段階まで、進んでいる案件であります。

この第２号議案に関しては、地元いわき市の一部の住民の方から、森林管理局、森林管理署に対して、昨年５月、今年７月、加えて昨日になりますが、計画予定地の保安林の解除を行わないことを求める要望書が出されているところです。

これまでの間に、事業者においては、環境影響評価法の手続に基づき、地元住民への説明会を地域で実施しており、先ほど申し上げた事業実施に向け９つの行政区長から同意書を取得しているところであり、それを利活用要望書に添付し、提出していることを確認しています。

いわき市も、１号議案のときに説明しましたが、市の環境基本計画において、環境への負荷の少ない持続的な発展可能な社会の実現を目指すということで風力発電の推進を進める考えであり、環境アセスメントにおいては、住民の理解の醸成と環境保全に配慮して進めるよう意見表明をしていることや、整備推進の意向を聞いております。

ここも水源涵養保安林に指定されており、保安林の解除手続は今後進められるところであり、それについては県知事への意見照会や林野庁本庁の精査が今後なされることとなり

ます。解除予定保安林ということになれば、告示されその際意見の提出があった場合は、林野庁で意見聴取会を開催するなど、必要な手続がとられることとなります。

関東森林管理局としましては、国有林野の管理経営上支障のない範囲で、再生可能エネルギーの利用推進に貢献すべきと考えているところであり、一部の住民の方々の意見をいただいているところでありますが、行政区長の同意やいわき市の見解は総合的に整備推進の意向であり、地域振興に寄与するものと考えることから、風力発電事業用地としての貸付けを実施したいとしているところであります。

以上、簡単でありますが、２号議案の説明を終わります。

【江連会長】　　ありがとうございました。

事務局より第２号議案の説明がございました。ただいまの議案の説明に対しまして、質問、ご意見等がございましたらご発言いただきたいと思います。どうぞ。

【酒井委員】　　今回の議案に関しては住民の同意を得ているということもありまして、あといわき市からの推進ということもありまして、この議案に関してはスムーズに進んでいくのがいい方向性なのかなと思うんですけれども、ただ、今後いろいろなところからまたいろいろな「解除するな」というような意見が出てきた場合なんですけれども、私は福島県から来ておりまして、特にこの地域は、私も今年遠野に行っているんですけれども、敷地内に水路があって、池もあって、祠もあって、原風景が広がるエリアというよりも、ほんとうに山を背に生活していて、山と密着している方たちが多く住んでいらっしゃるエリアなんです。なので、そういった地に風力発電ができるということで、発展も望まれていると思いもするんですけれども、私が言いたいのは、今後風力発電を広げていくのに関しては、例えば同一町村では一つの事業者が望ましいとか、そういった、こういう審議会で意見が出ているとかいうのであれば、何か方向性があるといいのかななんて思ったり、やはり山々に今までなかった風力発電が並ぶというのには地元の方々の抵抗もあったりすると思うので、何とかそういう方たちと寄り添った方向で発展できていったらいいなと、ちょっとご意見なんですけれども、思いました。

以上です。

【馬場部長】　　ご意見ありがとうございます。我々といたしましても、今回、個々の計画を見る中で、この計画については妥当であるということで考えているわけでございます。一方で、ご指摘があったとおり、今後、いろいろな計画が出ている、これを全てつくらせるのかというようなお考えもあるかと思いますので、今、地元の状況等々もお伺いしまし

たので、その辺は地元の市町村であるとか県のほうと連絡を密にいたしまして、今後どのように進めていくかということを我々としてもしっかり考えていきたいと思います。

【江連会長】　よろしいでしょうか。

【酒井委員】　はい。

【江連会長】　そのほかにご意見ございますか。どうぞ。

【大野委員】　済みません、埼玉県から来ました大野といいます。

関連の質問なんですけれども、私も田舎の人間でして、いろいろな大きな会社が来て、利益は全部東京のほうに行ってしまって、地元には何も残らないということで、じくじたる気持ちを持っておりますので、この事業者はとても大きな事業者だとお聞きしました。そして、事業者は国有林を借りたいとおっしゃっています。というのは、民有林は地権者が多くて、いろいろな取扱いが大変だと思うんですが、国有林は地権者は１件でございます。そうしますと、ある意味メリットが業者にありますので、その業者は、国民の財産である国有林を利用するに当たって、地域貢献、社会貢献をしていただくと、私どももこの事案については反対ではなくて賛成する立場の者ですので、そこの点を事業者はどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

また、あと１点、ここに森林総合研究所の生物多様性の専門の方がいらっしゃいますが、これらについての自然環境についてはどのように影響があるのかなということもちょっと教えていただけると助かるなと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

【馬場部長】　ご意見ありがとうございます。地元への貢献ということでございまして、国有財産という観点で言えば、適正な使用料をいただくということで、国という立場では、手続を踏ませていただきます。一方で、地域そのものへの貢献については、今、市のほうと業者のほうとでいろいろと話し合いがなされていると聞いております。その中で、例えば国有林を活用して何かできないかとか、そういう話が出てくれば、我々としても、地元にメリットがあるようなことについては積極的に協力していきたいと考えているところでございます。

【江連会長】　よろしいでしょうか。

【大野委員】　迷惑でなかったら、教えていただければと思って。せっかくの機会ですのでと思ったんです。済みません、突然振っちゃって申しわけないです。

【宮本委員】　済みません。生物多様性拠点とありますけれども、新しくできた分野で

ありまして、出自が動物・植物の者もおりますけれども、経営管理を担う者も入っておりまして、私自身は資源把握を専門とする、どちらかというと経営管理寄りの人間なので、直接、風力発電が植物や動物に与える影響については、ご希望に沿うようなお返事はできないんですけれども、審議会に当たって環境アセスの準備書のほうを見させていただきまして、そちらで、事業者さんのほうで各種アセスメントをされて、主務大臣等の勧告等で、クレームというか、もうちょっとこうしなさいという文言がついた部分については改善していくというようなものが書かれていたので、一応そういうことだけでお答えになるでしょうか。

【大野委員】　　済みません。申しわけないです。

【江連会長】　　ありがとうございました。

ほかにご質問ございますか。

質問がないようでございますので、それでは、第２号議案につきまして、同審議会として、異議なしとして処理させていただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【江連会長】　　ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのようにしてまいります。

続きまして、議事次第、５、①の国有林野管理審議会の諮問事案物件の処理状況に進めさせていただきます。前回、第２５回審議会において審議した案件のその後の処理状況について報告を願います。

【山口企画官】　　前回、第２５回の国有林野管理審議会の審議状況、その後の処理状況について報告します。関係法令の次の１枚紙をごらんください。

前回は、集合開催の形がとれなかったため、書面審議としていたものです。昨年１１月１９日に答申をいただき、議案書どおり進めることに異議なしということでした。こちらについては、群馬県利根郡片品村の国有林において、旧スキー場ゴルフ場があり、民有地と国有林の貸付地が入り組んでいる場所で、少し前まで事業経営されていた現場です。こちらは、一度貸付けを行っていた実績もあり、保安林等の指定は外れ、制限がかかっておらず、現地はゴルフコースやスキーのゲレンデといった、利用されていたままの地面が残っている現場でした。そこに太陽光パネルを設置し発電事業を行いたいという話が上がってきたところであり、新たに大きな伐採、開発は行わないというものでした。太陽光発電事業については、ご存じのことと思いますが、風力発電のように環境影響評価、アセスメ

ントの必要が今のところなく、早く取り組みやすいということで、ここにありますように、昨年の答申後の１１月と１２月にかけてスキー場とゴルフ場跡地を貸付けています。

ここの最近の状況としては、民有地には事業者が土地の買入れをしていたことから、そちらからパネルを並べ始めており、国有林においてはパネルを並べる前段ですが、発生した電気を集めるために、通すケーブルを地下に埋設する工事を実施している状況です。

以上となります。

【江連会長】　　ありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございますか。ありませんか。

それでは、ないということでございますので、続きまして、議事次第の５、②の報告事項に進めさせていただきます。説明をお願いします。

【馬場部長】　　関東森林管理局で計画保全部長をしております馬場でございます。私のほうから、若干お時間をいただきまして、昨今の国有林野等々、我々を取り巻く状況と、それに対して我々が重点的に何に取り組んでいるかというようなことについてお話をさせていただきます。

まずは、横版の資料を最後につけておりますけれども、「森林経営管理制度と森林環境譲与税について」という資料をごらんください。

１枚めくっていただいて、「林業成長産業化への兆し」と書いてございますけれども、先月末に平成３０年度の木材需給表というような統計が公表されまして、国産材の供給量が３，０００万立方強で、木材自給率というものが大体、正確には３６．６ですけれども、３７％ということで、どんどん上がってきているということでございます。また、輸出等々も伸びていまして、３０年度だと３５１億円となっているわけでございます。そういうふうに林業の取り巻く状況というのは変わってきているということでございます。下にキーワードというのがございますけれども、林業経営の集約化というようなことで、低コスト化を図っていく。それから、お聞き及びかと思いますけれども、ＣＬＴとかそういう新しい材料を使った木材の公共施設の高層化ですとか、そのような兆しが見えてきているということでございます。

その一方で、４ページにございますように、森林・林業関係でない方もいらっしゃいますので丁寧にご説明させていただきますけれども、国土面積の約３分の２が森林ということになっております。そのうちの５７％が私有林です。これは一般の企業ですとか、あるいはいわゆる林家さんですね。山持ちが持っている山というのが約６割。それから、３割

が国有林ということで、これは我々、林野庁森林管理局が管理させていただいている森林。それから、公有林ということで、１２％が、これは都道府県だとか市町村で持っておられる森林ということになっております。この森林が２，５００万ヘクタールございまして、そのうちの約１，０００万ヘクタールが人工林ということで、スギとかヒノキとか、あるいはカラマツですとか、そういう樹種を植えたところとなっております。それが大体戦時中に燃料材とか、あるいは復興のための建築材とかでかなり伐採されて、その後に植えたということがございますので、半分が５０年を越えて、使える年代に入ってきたというようなことでございますし、蓄積ということで、人工林の資源量、これは木が太くなれば材が増えるということで、そういうものもどんどん増えてきているということでございます。このため、木材供給量というのも、ちょっと前までは自給率が毎年毎年最低を更新していた時代もございますけれども、昨今は木材の自給率についてはどんどん上がっているというようなことでございます。

ただ一方で、値段についてはもうこれはほぼ国際価格になってしまったと。昔は「安い輸入材に押されて」というようなフレーズは皆さんよく聞かれたと思うんですけれども、ある種、そこはもう輸入材と同じレベルの価格になっているということでございます。そういう意味で、先ほど申し上げたとおり、輸出が伸びているというのもそういうことがあって、逆に言うと、輸出の競争力はどんどんついているということでございます。

ですから、今度は７ページにあるとおり、森林所有者の林業経営に関する意向ということになると、現状の経営規模を維持したいという方が３割いらっしゃる反面、山林は保有するが、林業経営は行うつもりがないという方が半分ぐらいいらっしゃるということでございまして、やる気のある方とやる気がない方が両方いらっしゃるということになりますし、また、下にあるとおり、所有者不明な森林ですとか、あるいは山の境界が未確定のまま残ってしまっている森林というのが増えてきているというようなことがございます。

ただ一方で、人工林、これは植えた木でございますので、９ページにあるとおり、間伐をしないとなかなか、山崩れとか風倒被害、そういうものが発生するケースがあるということで、手入れは必要だというようなことがございます。

それで、森林経営管理法というものが昨年の通常国会で成立いたしまして、今年度から導入されたと。それについては１２ページに制度がございますけれども、森林所有者のうち、みずから管理経営ができないような者については、市町村が経営管理権を設定してくださいとお願いすると。市町村が、これは林業経営できるなと思ったものについては、意

欲と能力のある事業者というか、経営管理実施権をそういう経営者に渡すというか、権利を渡すという形で彼らに経営していただくというような制度でございますし、林業経営に適さない森林については市町村が自ら手を入れて経営管理を実施するということになります。

その中で、市町村が自ら経営管理をやるための財源として、森林環境税及び森林環境譲与税というものが創設されたということになります。森林環境税につきましては、１６ページにスキームがございますけれども、1年1，０００円を課税いたしまして、それが市町村に入るというようなことになります。それを交付税、譲与税の特別会計に入れて、それを譲与するというような形で仕組みができているということでございます。

財源の規模的には、１７ページにあるとおり、平成３１年（令和元年)、今年から森林環境譲与税という形で、森林環境税自体が令和６年に創設されるというようなことになっておりますので、それまでの間は将来の課税から前借りするようなことを森林交付税の特会のほうでやっていただきまして、２００億円について、今年、今年度から各市町村、それから都道府県に譲与されているというようなことでございます。

これが都道府県、市町村の体制で、具体的に何をやっているかということでございますけれども、１８ページに都道府県が市町村の支援体制を整備している例がございます。また、１９ページに、これは関東局管内でございますけれども、秩父市等々で地域林業活性化協議会というものをつくりまして、こういう中で私有林の整備について取り組んでいるというような事例がどんどんできてきている。

あるいは、森林環境譲与税につきましては都市部の自治体にも配分されますので、そういうところの財源を活用して、木曽川の上下流とか、そういうところで山にお金を戻すというようなこともなされているわけでございます。

そのような市町村を中心とした取組みを支援するために我々国有林が何ができるかということでございまして、１つは、国有林で我々も林業経営、管理経営をさせていただいていますので、そのような技術を地元の市町村等々にご紹介するという取組みをどんどんさせていただいているところでございます。もう一つが、先ほど出てきた、意欲と能力のある林業経営者に国有林としても支援しようということで、国有林の一定規模の森林を設定して、そこの樹木採取権というものをつくりまして、それを長期間にわたって業者に契約するということによって、その業者が安定的に仕事ができるというような、法律制度をつくって、今年の通常国会で可決しております。それにつきましては今、我々のほうで準備

の作業を進めさせていただいているというところでございます。

これが全国的な背景でございまして、そのような動きの中で我が関東森林管理局は何をしているかというのが縦長のほうの資料でございます。

ぱっとめくっていただきましてすぐのページに関東森林管理局の管内概要というのがございますけれども、最初にも申し上げましたとおり、関東森林管理局というのは１都１０県の国有林を管理経営させていただいているところでございまして、今回東北のほうからも来ていただいていますけれども、福島県とか新潟県、それから西側ですと静岡県が入っています。多分同じ管轄区域の役所というのはほかにないと思うんですけれども、そこが特徴でございまして、なぜこういうふうな変則的な形になっているのか。北側については東北森林管理局というのがございまして、そこは５県しか管轄がないということになって、こちら、関東は１都１０県なので、なぜアンバランスかというと、国有林の面積がアンバランスになっているからでございます。例えばここで見ていただくとおり、山梨県とか千葉県には国有林があまりないというような状況でございますし、関東局の管内でも、例えば群馬県とか福島県、それから栃木県の山の中には国有林が極めて多いというようなことになっているということでございます。

そのような中で我々、何をさせていただいているかということでございますけれども、まずは計画的にということで、森林計画制度にのっとって計画を立てて森林整備をさせていただいていると。また、先ほどの風力の中でも出てきましたけれども、我々、国有林ということで、一つ一つの団地というのはそれなりの面積がございますので、いろいろな低コスト化・省力化については先進的な取組みができます。ここに出てくる一貫作業システム、これは何かというと、従来は伐採と造林というのは別々の業者さんがやっていたので、１回伐採用の機械が入ってきれいにして、機械を引き揚げて、次に造林の業者さんが入るという契約だったんですけれども、今はそれが伐採から造林まで一つの業者さんが入っていると。例えば機械がある状態ですと、苗木を運ぶにしても、いろいろなことをするにしても、機械がありますので、その分効率的にできるということで、そのような取組みをさせていただいています。

また、３ページの下のほうにございますけれども、花粉の少ない森林づくりということで、花粉症対策苗木への切りかえということも積極的に取り組ませていただいているところでございます。

それから、ちょっと特徴的な取組みとしては、４ページの下のほうに、ＩＣＴ機器の活

用による業務の効率化ということでございまして、昨今ドローンがかなり出てきておりまして、ドローンは我々のような職場には極めて便利なものでございまして、山の上に行かなくても山の状況が見えるということで、かなり省力化ができますので、このオルソ化というのは平面の写真に加工するという技術でございますけれども、そういうことで路網計画を立てたりとか、あるいは造林計画を立てたりとか、そういうことに活用させていただいているということでございます。

それから、５ページのところで意欲と能力のある林業経営者の育成ということで、これは先ほど出てきた民有林の取組みをちゃんと進めるためには意欲と能力のある林業経営者が必要だということで、国有林においても生産性向上に取り組んでいただくとか、そのようなことによって民有林のほうでも活躍できる業者さんの育成に協力させていただいているということでございます。５ページの下のほうにあるとおり、現地検討会を開きまして、そういう業者さんにも来ていただいて、国有林のやっている契約ですとか下刈りの省力化ですとか、そういう取組みについて議論させていただいています。

また、６ページにありますけれども、国有林と民有林の境界が入り組んでいるところがございますので、そういうところについては一緒にやることによってスケールメリット等が出てきますので、そのような取組みをさせていただいているところもございます。

また、今まではどちらかというと木材というのは少量のものを丁寧に取引するというようなのが主流だったわけでございますけれども、先ほど言ったとおり、価格が大分国際価格になってきたということもあって、物流の効率化も図らなくてはいけないということで、安定供給システムということで、ある程度の量について価格を先に決めてしまって木材を販売するというような取組みにも力を入れているところでございます。

それから、９ページに行きまして、野生鳥獣被害対策ということで、ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、我々、最近の非常に大きな課題となっているのがニホンジカでございます。ニホンジカというのは一時期、戦後直後はほとんどいないところまで追い込んだんですけれども、昨今急増しているということがございます。農業のほうでも被害は出ているわけでございますけれども、山のほうでも被害が出ているということで、これは人工林の苗木を食べてしまうとか、あるいは皮をむいてしまうというような被害も当然ございますし、また１つ怖いのは、天然林の山、天然の稚樹とか、そういう下層植生を全部食べてしまうというようなことになってしまいますと、山が更新しないというようなおそれも出てくるということでございます。被害が深刻化すると、これまで天然林には手

を入れなくてもいいんだみたいな話になっていたんですけれども、そういうところでも対策をとらなくてはいけないということにもなりかねないので、そういう意味で、我々としてもみずから捕獲に取り組んだりとか、あるいは猟友会さんと協力して捕獲体制を強化したりとか、そういうことをさせていただいているということでございます。

また、１１ページにございますけれども、これまで我々、関東森林管理局のドル箱というか、一番いい、お金になる山があるのは実は茨城県の北のほう、いわゆる八溝山系のところに非常にいい山が国有林としてあるんですけれども、実はそこにもシカが入ってきたというようなことで、そこに対する対策に早く取り組もうということで今、茨城、福島、栃木の関係の国有林の各森林管理署が協議会をつくって協働して対策に取り組んでいますし、また県のほうでも３県で協働して取り組むということで、我々も歩調を合わせてやっていきたいと思う次第でございます。

それから、１２ページは森林生態系ということで、保護林の関係です。ここにあるとおり、南アルプスですとか、あるいは小笠原諸島も我々の管理している国有林がございますので、そういうところで保護林というような形で、いろいろ区域を設定いたしまして、自然再生ですとか、そういうことにも取り組ませていただいているということでございますし、外来種対策にも取り組んでいるということでございます。

それから、１３ページになりますけれども、緑の国土強靱化に向けた取組ということで、治山事業の推進による災害に強い山づくりということで、今、今週末も台風が来るというようなことで、我々も今態勢をとっているところでございますけれども、昨今、雨の降り方等も変わっているというところもございまして、山が崩れるというケースが出てきております。そういうところに予防対策、それから復旧対策ということに取り組ませていただいているということでございますし、また、１４ページにございますとおり、本年は都県とか市町村と協力して一緒にヘリコプター調査をやったりとか、あるいは豪雨災害地等々に職員を派遣いたしまして必要な協力をするというようなことにも取り組ませていただいているということでございます。

それから、１５ページ以降は東日本大震災からの復興・創生ということで、我々、福島県も管轄でございますが、避難指示解除区域での森林整備、木材生産を再開いたしました。そういうところでしっかり、何年か保育もとまっていたりというところもございますので、また山が使えるようになったところから取組みを再開させていきたいと思います。

また、１６ページにあるとおり、今日は、相馬の副市長さんが見えておりますけれども、

松川浦を中心といたしまして、海岸林の復旧とか、そういうことにも取り組ませていただいているところでございまして、これは平成３２年の末が目標ということで、今のところ順調に植栽は行われているということでございます。

それから、もう一つ、１７ページ以降、今度、「国民の森林」としての管理経営ということで、国有林の中には、ここにあるとおり、１７ページの下のほうに野反の自然休養林、これはキスゲでございますけれども、このようなところも国有林の中にはございますので、そういうところに歩道の整備をさせていただいたりとか、あるいは多言語の看板を立てるというような取組みにも取り組んでいるということでございます。

そのような取組みに当たっては、最後、１８ページになりますけれども、国有林モニターさんとか、あるいは地域の方のご意見を伺いながら進めているということでございます。

それ以降は、統計資料がついておりますので、見ていただければと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、関東森林管理局の取組みについてご説明させていただきました。このようなことをもとに、今回は管理の部分ということで、委員の皆様方のご意見を伺ったところでございまして、この中の一環ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【江連会長】　　ありがとうございました。

ただいまの報告事項の中で何か皆さんのほうからご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。何でも結構でございます。どうぞ。

【酒井委員】　　どんなふうにやっているのかよくわかったところなんですけれども、今の資料のほうの５ページになります。技術の普及ということでお話あったんですけれども、私も最近、千葉の台風の被害などで見ると、オレンジの関東森林管理局のジャンパーを着た人たちがドローンを飛ばしているという風景を見ました。そういう技術のほうも民間の民有林のほうにも、一貫作業システムの勉強会だけではなく、そういった技術のほうの普及にも力を入れてもらえたらいいな、なんて思ったところです。

あと１３ページ、治山事業に関してなんですけれども、最近やはり豪雨の災害とかで山崩れなどもあると思います。こういった治山事業、対策するのはすごくいいんですけれども、これをやったことによって住宅地が近くまで広がっていくといったこともなくはないなと思っていまして、都市計画のほうとも絡んでくると思うんですけれども、よくそこら辺は地元の市町村とか地元の方とお話し合いをいただいて事業のほうは進めていただきたいなと思います。

以上です。

【馬場部長】　　ご意見ありがとうございます。ドローンにつきましては、先ほど申し上げたとおり、我々、非常に使いやすい山をフィールドにしているものですから、かなり技術も進んできておりますので、今回は千葉にも職員を派遣いたしまして、民有林ですとか県有林の調査をさせていただきました。当然、それには県の方も同行していただいたりもしていますので、そこでも技術の伝承もできますし、また、ある種、あまり県の方はできないというのがわかってきているところもあるので、そのようなことの勉強会ですとか研修会みたいなものも企画していけたらと思っている次第でございます。

また、治山対策につきましても、我々としても、まずは国有林の中ということになりますけれども、国有林の中についてはしっかりやらせていただくことが基本だと思っています。ただ、民有地の近くになると、民有林、国有林入り混じっているところもありますので、そういうところも含めまして、地元の方のご意見をしっかり聞きながら事業を進めているところでございます。今回千葉のほうでも民・国の境のところで災害が起きたところもあるんですが、そういうところはまずは国でやるからみたいなこともさせていただいていますので、地元の要望にしっかり応える形で取り組ませていただきます。

【江連会長】　　そのほかにご意見ありますか。

ないようでございますので、本日の審議会につきましては全て終了いたしました。円滑な議事進行に当たりまして、大変皆様のご協力をいただき、ありがとうございました。そして、何よりも活発なご意見、そしてご提案をいただきました。ほんとうにありがとうございました。

なお、議事概要作成につきましては、会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【江連会長】　　ありがとうございます。また、議事録については委員の皆様のご確認を得ながら会長が取りまとめさせていただくようにいたしますので、ご了解いただければと思います。

それでは、これにて議長の役目を解かせていただきます。大変ご協力ありがとうございました。（拍手）

【緒方補佐】　　議長の役目を担っていただきました江連会長と各委員の皆様には、長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。これをもちまして、第２６回関東森林管理

局国有林野管理審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

―― 了 ――